

木造住宅耐震シェルター等設置事業補助金について

<対象要件>

1. 昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された専用住宅及び店舗・事務所兼用住宅
2. 2階建以下の在来構法により施工された木造建築物
3. 住宅の所有者が藤沢市内に居住していること
4. 一般診断または精密診断の総合評点が1.0未満であるもの
5. 事前相談が終わっているもの

※市税滞納している方は対象となりません。

※既に設置事業者との契約が済んでいるもの（見積りの取得は含みません）、過去に行った耐震シェルター等の設置工事は対象となりません。

※令和5年度から所有者が市内居住であれば、貸家・空家でも補助対象となりました。

<補助金額>

耐震シェルター又は耐震ベッド設置工事にかかる費用の1/2かつ最大で20万円

<申請期限>

11月末までに補助金交付申請書（第1号様式）提出

<申請に必要なもの>

事前相談時に①～③の書類を確認をします。

- ①マイナンバーカード、運転免許証（両面）、国民健康保険被保険者証等の住所を確認できる資料の写し（所有者全員分）
- ②固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し（所有者全員分）
- ③建築士による一般診断または精密診断の結果を記載した書類
- ④耐震シェルター等設置に要する費用の見積書の写し
- ⑤耐震シェルター等設置箇所のわかる図面及び設置箇所の写真

※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所に押印が必要になります。（代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です）

<受付窓口>

住まい暮らし政策課 耐震担当
藤沢市役所分庁舎3階 電話：0466-50-3541

